

J A M 政策NEWS

2017年3月15日 第2017-09号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

時間外労働の上限規制等の労使合意

罰則付き上限規制で長時間労働の抑制へ

3月13日に連合神津会長と日本経団連榊原会長が、「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」を取りまとめました。(合意内容は以下に記載)

時間外労働の上限規制では、労基法に上限時間を明記し、罰則付きで実効性を担保することが盛り込まれています。「長時間労働の是正に向けて、労基法70年の歴史の中での大改革であり、労使合意したことはきわめて意義が大きい」と連合は談話発表しています。

一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合の上限としての「単月100時間」に関しては、今後、安倍総理の意向を踏まえた最終決断・再検討を経ていくこととなります。

この他、検討事項には、勤務間インターバル制

度の努力義務化や、過労死等を防止するための対策等が盛り込まれています。

JAMでは、これまでと同様に時間外労働時間に対して労働基準法で定める1日8時間週40時間労働を基本として時間外労働が月45時間、年360時間を超えないことを基本とする労使協定の締結を求めています。また、上限規制には罰則が設けられ、より厳格に時間管理が求められることとなり、労働時間の管理を徹底することにより時間外労働の削減を目指します。また、「勤務間インターバル制度」、「過労死等の防止」は、労働政策審議会で検討することとなっており、労働側として発言していきます。

【時間外労働の上限規制等に関する労使合意】

1. 上限規制

時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間とする。ただし、一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合の上限については、

- ①年間の時間外労働は月平均60時間(年720時間)以内とする
- ②休日労働を含んで、2ヵ月ないし6ヵ月平均は80時間(*)以内とする
- ③休日労働を含んで、単月は100時間を基準値とする
- ④月45時間を超える時間外労働は年半分を超えないこととする

以上を労働基準法に明記する。これらの上限規制は、罰則付きで実効性を担保する。

さらに、現行省令で定める36協定の必須記載事項として、月45時間を超えて時間外労働した者に対する健康・福祉確保措置内容を追加するとともに、特別条項付36協定を締結する際の様式等を定める指針に時間外労働の削減に向けた労使の自主的な努力規定を盛り込む。

(*)2ヵ月ないし6ヵ月平均80時間以内とは、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、5ヵ月、6ヵ月のいずれにおいても月平均80時間を超えないことを意味する。

2. 勤務間インターバル制度

終業から始業までに一定時間の休息時間を設ける、勤務間インターバル制度を労働時間等設定改善法及び同指針に盛り込む。また、制度の普及促進に向けて、労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。

3. 過労死等を防止するための対策

過労死等防止対策推進法に基づく大綱を見直す際、メンタルヘルス対策等の新たな政府目標を掲げることを検討する。職場のパワーハラスメント防止に向けて、労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。

4. 労働政策審議会における検討

上限規制に関する詳細については、労働政策審議会で検討する。

5. 検討規定

法律施行5年経過時において、法律の施行状況や過労死等労災認定の状況、長時間労働の削減状況、企業活動への影響(特に中小・零細企業)などに基づき、労働時間法制のあり方全般について検討を行うこととし、その旨を労働基準法附則に記載する。